

企画競争説明書

(QCBS方式-ランプサム型)

業務名称：グアテマラ国西部5県における衛生的な水供給のための井戸掘削機材整備計画準備調査（QCBS - ランプサム型）

調達管理番号：23a00887

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等を実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」、第3章2.「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

「第3章4.（2）上限額 について」に示した上限額を超えた見積が本見積として提出された場合、当該プロポーザル・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますのでご注意ください。

調達・派遣改革の各種施策が導入された2023年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2023年2月7日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2023年2月7日

2. 契約担当役

理事 井倉 義伸

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：グアテマラ国西部5県における衛生的な水供給のための井戸掘削
機材整備計画準備調査（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理
しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。

（全費目課税）

() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定
される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理
し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せ
ずに積算してください。（全費目不課税）

(4) 契約履行期間（予定）：2024年4月 ～ 2025年4月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施の
スケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。ただ
し、分割提案においても、原則、次期契約時に単価の見直しは致しません。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する
成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行い
ます。

4. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引
ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス：Miyoshi.Nozomu@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

地球環境部 水資源グループ水資源第2チーム

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2024年2月13日 12時
2	企画競争説明書に対する質問	2024年2月22日 12時
3	質問への回答 2月15日12時までの受領分	第1回 回答日 2024年2月20日
4	質問への回答	第2回（最終）回答日 2024年2月28日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4営業日前から1営業日前の正午まで
6	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2024年3月5日 12時
7	プレゼンテーション	本件では行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の2営業日前まで
9	見積書の開封	2024年3月19日 13:30
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から1営業日以内
11	技術評価説明の申込日（順位が第1位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して7営業日以内 (申込先： https://forms.office.com/r/bevwTqM7pE) ※2023年7月公示から変更となりました。

5. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2023年10月)」を参照してください。

(URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

1) 消極的資格制限

- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

本件には、特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

6. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「4.（3）日程」参照）。

（URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

提供資料：

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022年4月1日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022年4月1日版）」については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

7. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

- 1) 提出期限：上記4. (3) 参照
- 2) 提出先：上記4. (1) 選定手続き窓口宛

CC: 担当メールアドレス

3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1) 質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記(2)の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

注3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 回答方法

上記4. (3) 日程のとおり、原則2回に分けて以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

8. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記4. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 上記4. (3) にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_(調達管理番号)_ (法人名)」

- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記4.（3）日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイルとし、上記4.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

なお、別見積については、「第3章4（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）及び別提案書

- ① 宛先：e-koji@jica.go.jp
- ② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書
〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕
- ③ 本文：特段の指定なし
- ④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」
- ⑤ 見積書及び別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

- (4) 提出書類
- 1) プロポーザル・見積書
 - 2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

- 1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。
(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)
- 2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

9. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点90点、価格評価点10点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2023年10月）」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.（2）に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります。
なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点について

評価で 60 点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されます。

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者 1 名の配置）としてシニア（46 歳以上）と若手（35～45 歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律 2 点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を 100 点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り 100 を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

$$\textcircled{1} \quad (\text{価格評価点}) = \text{最低見積価格} = 100 \text{ 点}$$

$$\textcircled{2} \quad (\text{価格評価点}) = \text{最低見積価格} / (\text{それ以外の者の価格}) \times 100 \text{ 点}$$

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第 3 章 4. (2) に示す上限額の 80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の 80%見積額とみなして価格点を算出します。

上限額の 80%下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

$$\text{最も安価な見積額} : \text{価格評価点} = 100 \text{ 点}$$

$$\text{それ以外の見積額 (N)} : \text{価格評価点} = (\text{上限額} \times 0.8) / N \times 100 \text{ 点}$$

* 最も安価ではない見積額でも上限額の 80%未満の場合は、上限額の 80%を N として計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を 90 : 10 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.9 + (\text{価格評価点}) \times 0.1$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額（消費税抜き）は上記 4. (3) 日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札

システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税 10%算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

- 1) 総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。
- 2) 総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。
- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

10. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記 4.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

11. 資金協力本体事業への推薦・排除

本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取扱われます。

- (1) 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、JICA が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定する日本法人であることを条件とします。本件業務の競争に参加するものは、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式 5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。
- (2) 本件業務の受注者（JV 構成員及び補強として業務従事者を提供している社
の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき JICA による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び生産物の調達から排除されます。

12. フィードバックのお願いについて

JICAでは、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。2023年11月から2024年1月に公示した案件を対象として試行的に実施していましたが、4月末まで期間を延長します。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用Formsをご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書（案）

本特記仕様書（案）に記述されている「脚注」及び本項の「【1】本業務に係るプロポーザル作成上の留意点」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

【1】 本業務に係るプロポーザル作成上の留意点

1. 企画・提案に関する留意点

- 不明・不明瞭な事項はプロポーザル提出期限までの質問・回答にて明確にします。
- プロポーザルに一般的に記載されるべき事項、実施上の条件は「第3章 プロポーザル作成に係る留意事項」を参照してください。
- 応募者は、本特記仕様書（案）に基づき、発注者が本業務を行うにあたっての、効果的かつ効率的な**実施方法及び作業工程を考案し**、プロポーザルにて提案してください。
- プロポーザルにおいては、本特記仕様書（案）の記載内容と異なる内容の提案も認めます。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリットについての説明を必ず記述してください。
- 現地リソースの活用が現地業務の効率的、合理的な実施に資すると判断される場合には、業務従事者との役割分担を踏まえた必要性和配置計画を含む業務計画を、プロポーザルにて記載して下さい。現行のコンサルタント等契約制度において、現地リソースの活用としては以下の方法が採用可能です。
 - ①特殊傭人費（一般業務費）での傭上（主に個人）。
 - ②直接人件費を用いた、業務従事者としての配置（第3章「2.業務実施上の条件」参照）。
 - ③共同企業体構成員としての構成（法人）（第1章「5.競争参加資格」参照）。
- 現地再委託することにより業務の効率、精度、質等が向上すると考えられる場合、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGOに再委託して実施することを認める場合があります。本特記仕様書（案）記載の項目・規模を超えて現地再委託にて実施することが望ましいと考える業務がある場合、理由を付してプロポーザルにて提案してください。
- ☒ プロポーザル作成にあたっては、本特記仕様書(案)に加えて、第3章に示す関連資料を参照してください。

2. プロポーザルで特に具体的な提案を求める内容

- 本業務において、特に以下の事項について、応募者の知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で、次のリストの項目について、具体的な提案を行ってください。詳細については本特記仕様書(案)を参照してください。

No	提案を求める事項	特記仕様書(案)での該当条項
1	機材計画策定に関する基本方針(リグの掘削能力の設定、井戸・給水施設建設用資機材の要否等の検討に係る方針)	第3条(12)、(13)
2	栄養、保健、教育、貧困削減、先住民支援等の観点からの開発効果向上に向けた調査方針	第3条(20)
3	水理地質調査、水質調査、社会調査の方法と内容	第3条(16)

【2】 特記仕様書(案)

(契約交渉相手方のプロポーザル内容を踏まえて、契約交渉に基づき、最終的な「特記仕様書」を作成します。)

第1条 業務の目的

「第2条 業務の背景」に記載する事業について、「第4条 実施方針及び留意事項」を踏まえ、「第3条 業務の内容」に記載される業務を遂行し、調査の中で特定された事業(以下「本事業」という。)を無償資金協力として実施する必要性や妥当性を精査すると共に、適切な概略設計・事業計画を策定し、概略事業費の積算を行うことを目的とする。

第2条 業務の背景

別紙1のとおり。

第3条 実施方針及び留意事項

(1) 無償資金協力事業の検討資料としての位置づけ

- 本業務の成果は、本事業を対象とする無償資金協力事業の検討資料として用いられる。このため、事業内容の計画策定については、調査過程で随時十分発注者と協議し、承認を得ること。
- 報告書や各種資料の作成に当たっては、発注者が提示する資料等に基づいたものと

すること。

- 本業務で検討・策定した事項が相手国政府・実施機関への一方的な提案とならないよう、相手国政府・実施機関と十分な合意形成を行い、実現可能かつ具体的な内容とすること。
- 本事業の本邦での検討過程において、事業内容が本業務の結果とは一部異なる結論となることがある可能性があるため、相手国関係者に本業務の調査結果がそのまま無償資金協力事業として決定されるとの誤解を与えないよう留意すること。

(2) 参考資料

共通仕様書第9条に示す以外で、本業務で参考とする資料を以下に示す。

① 公開資料

(ア) 設計・積算にかかるガイドライン等（以下「設計・積算にかかるガイドライン等」という。）

- 協力準備調査設計・積算マニュアル（試行版）
- 同「補完編（土木分野）」（2023年4月）
- 同「補完編（建築分野）」（2023年4月）
- 同「機材編」（2023年4月）
- 施設・機材等調達方式（現地企業活用型）に係る概略事業費積算マニュアル（改訂版）（2021年4月）
- コミュニティ開発支援無償資金協力案件に係る概略事業費積算マニュアル〔小中学校・保健センター建設編〕（2015年1月）

(イ) 環境社会配慮ガイドライン（以下「JICA環境社会ガイドライン」という。）

- 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2022年1月）
- 国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010年4月）

(ウ) 気候変動対策ツール（以下「気候変動対策ツール」という。）

- 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：緩和策 Mitigation）
- 気候変動対策支援ツール（JICA Climate-FIT：適応策 Adaptation）

(エ) その他

- JICA不正腐敗防止ガイダンス
- 無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン
- コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン（2022年10月）
- コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン（2022年10月）
- ソフトコンポーネント・ガイドライン
- ODA建設工事安全管理ガイダンス（以下、「安全管理ガイダンス」という。）
- 資金協力事業 開発課題別の指標例（以下「開発課題別の指標例」という。）

進捗報告・Project Monitoring Report(PMR)

JICA グローバルアジェンダ（課題別事業戦略）

② 配布資料

環境社会配慮カテゴリ B 報告書執筆要領（2023年5月）（以下「カテゴリ B 執筆要領」という。）

安全対策ガイダンス（2019年4月）（配布資料）

案件別安全対策検討シート（配布資料）

内部照査について

(3) 計画策定のプロセス

- ① 本業務では、設計・積算方針会議前の現地調査、および同会議を受けた概略設計協議に関する現地調査を実施する。特に以下の段階においては、日本側関係者が出席する会議を開催し、関係者と議論して内容を検討する。

(ア) 初回現地調査派遣前

既存資料等の分析を踏まえ、現地調査の計画等につき「インセプション・レポート」に取りまとめ、方針を検討する。

(イ) 現地調査帰国時

現地調査結果を記述した「現地調査結果概要」を取りまとめ、これを基に、基本的な計画・設計の方向性を検討する。

(ウ) 概略設計協議に関する現地派遣前

計画の内容を取りまとめた「協力準備調査報告書（案）」に基づき計画内容を検討する。

(4) 発注者への事前説明

- 説明資料等の中間的な成果を含む本業務の成果について相手国政府・実施機関等に提示する場合には、発注者に事前に説明し、その内容についてすり合わせること。
- 相手国政府・実施機関との間で調査方針等について意見の相違があり、その克服が困難と思われる場合には速やかに発注者に報告し、対応方針について指示を受けること。
- 打合せ後は、必要に応じて受注者にて打合簿を作成し、発注者の確認を取ること。

(5) 関連調査等から得られる情報のレビュー及び活用

- 既存のデータを最大限活用することとし、既存データが存在しない、既存データでは十分な情報が得られない際に、該当する業務を行うこと。
- 業務に先立って以下に列挙する調査や事業が実施されているところ、これらから得られる情報を最大限に活用し、重複がないよう効率的な調査を行う。

- ① 「グアテマラ共和国 地方地下水開発調査 基本設計調査」（2004年）

- ② 「グアテマラ国 給水委員会強化とコミュニティ開発プロジェクト 詳細計画策定調査」(2009年)、終了時評価(2014年)
 - ③ 「栄養改善のための農村部における給水セクターに係る情報収集・確認調査」(2022年)
- 関連・似事業の教訓も踏まえて、事業完了後の実施体制について検討する。

(6) 本業務における地理的な対象範囲

- 本業務における自然条件調査、社会条件調査、事業実施スケジュール、環境社会配慮等の検討においては、事業対象となる構造物等を建設・設置する場所のみならず、本事業を実施するにあたって必要となり、かつ実施機関等相手国側により提供されるべき用地についても考慮に含まれることに留意すること。

例：土取り場、土捨て場、工事用ヤード、工事用道路等の関連インフラ等

- 別紙1のとおり。

(7) 環境社会配慮

- 本事業は、JICA 環境社会ガイドラインに掲げる●●セクターに該当するため、カテゴリ A に分類されている。
- 本事業は、JICA 環境社会ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は重大でないと判断されるため、カテゴリ B に分類されている。
- 本事業は、JICA 環境社会ガイドラインに掲げる影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域に該当せず、環境への望ましくない影響は最小限と判断されるため、カテゴリ C に分類されている。

(8) JICA グローバル・アジェンダでの本件の位置づけ

- 発注者の進める JICA グローバルアジェンダ (課題別事業戦略)¹ の No. 19 「持続可能な水資源の確保と水供給」では、重要な開発課題である地方給水の持続性を高めるために、栄養、保健、教育等のセクターとの連携を重視して取り組むこととしている。本事業のインパクトの最大化のため、相手国において発注者が実施中の技術協力プロジェクト「プライマリ・ヘルス・ケアを通じた母子栄養改善プロジェクト」(2022年1月～2026年1月)との具体的な連携の可能性を追求する。また、既存事業や関連調査の情報を最大限活用し、効果的な調査を実施する。

(9) 発注者の既往事業との連携可能性の検討

- 本事業の効果的な実施のため、相手国内における発注者の実施する既往事業(有償

¹保健医療、紛争、気候変動等、複雑化する開発課題に挑むため、20の「JICA グローバル・アジェンダ (課題別事業戦略)」を設定し、中でも重点的に取り組む事業のまとまりを「クラスター事業戦略」として、取り組みを強化しています。

資金協力事業、無償資金協力事業、技術協力事業、民間連携事業等)との具体的な連携の可能性(共同での研修やセミナーの実施、共同研究等)を追求すること。

- 上述の通り、特に実施中の技術協力プロジェクト「プライマリ・ヘルス・ケアを通じた母子栄養改善プロジェクト」との連携による開発効果増大や相乗効果を向上に努める。同技術協力プロジェクトでは、保健省(MSPAS)保健サービス統合システム総局(SIAS)を実施機関とし、本事業の対象地域である西部5県のうち2県(キチェ県とトトニカパン県)において、キチェ保健サービス統合ネットワーク局(DRISS: Dirección de Redes Integradas de Servicios de Salud)とトトニカパンDRISSを直接的な実施機関として、母子栄養コミュニティ人材の育成やプライマリヘルスケアの普及に取り組んでいる。その活動の中には、手洗いや調理前の食材洗浄、衛生教育等についての研修も含まれ、本事業により安全な水へのアクセス改善を図ることにより、一層の衛生状況の改善や栄養状態の改善が期待できる。本事業においては同技術協力プロジェクト及び特にDRISSとの連携を図り、両事業による相乗効果の発現を促進する。具体的な連携については、(15)と(17)参照。
- JICAグアテマラ事務所や在グアテマラ日本大使館との情報共有も十分行う。

(10) 相手国関係機関の調整

- 現時点で、本事業ではINFOM-UNEPARを実施機関とし、リグの調達先もINFOM-UNEPARを想定している。INFOM-UNEPARはINFOM(本部)の一部署であり、協力準備調査においてはINFOM(本部)とも適切な調整、情報共有を行う。一方で、INFOM(本部)の一部署であるINFOM-UNEPARが、本事業の実施機関として適切かどうかについても確認が必要である。INFOM(本部)とINFOM-UNEPARの関係や権限、予算配賦方法等を確認し、適切な実施機関を確認する。
- 本事業で調達したリグを使って掘削を行う対象コミュニティの検討や給水施設の維持管理等においては、キチェDRISS及びトトニカパンDRISSからの関与が重要であり、協力準備調査を通して密な連携を図る。また、保健省(MSPAS)保健サービス統合システム総局(SIAS)やViceministro de atención primaria en Salud(プライマリヘルスケア次官室)に対しても、適切な情報共有を行い本業務にあたる。
- グアテマラにおいて、無償事業の実施に関与する主な組織として外務省と大統領府企画庁、財務省が挙げられる。これらの組織に対しては、現地調査の開始時や帰国時等、適切な時期に訪問し、事業の説明や情報共有、調整を行う。

(11) 事業スコープ²

² プロポーザルにおいて、機材計画策定に関する基本方針(リグの掘削能力の設定、井

- 現時点で以下の資機材の調達を想定しているが、協力準備調査において事業費を踏まえ、仕様や数量、その他に必要な機資材等を含め精査を行う。
 - ・ トラック搭載型リグ 2 式（掘削能力 450m。支援車両を含む）、スペアパーツ（ビット等）
 - ・ 孔内検層器等の測定機器
- リグの仕様については、現地の状況を踏まえ、450m 級の掘削深度能力を持つトラック搭載型リグ 2 式を想定している。ただし、1 式を 350m 級にする等、必ずしも 2 式ともに 450m 級である必要がない可能性もあり、事業対象地域の掘削実績や水理地質状況、実施機関の掘削計画等を確認し、適切な仕様を検討する。トラック搭載型リグについては第三国製品も含めて検討し、本事業において適切な仕様のリグが適切な時期に調達できるか十分な確認を行う。
- 本事業では井戸建設や給水施設の整備は行わない。また、井戸建設用と給水施設整備のための資機材の調達については、協力準備調査の中でその要否を検討する（（13）参照）。

（12）井戸掘削事業での実施体制の確認、井戸建設用と給水施設整備のための資機材調達の要否検討³

INFOM-UNEPAR が行う井戸掘削事業では、まずコミュニティが INFOM（本部） / INFOM-UNEPAR へ井戸掘削の申請を行い、INFOM（本部） / INFOM-UNEPAR が基礎情報収集や水理地質調査（垂直電気探査）等を行った後、役員会での承認を経て、井戸設計を行う。その後、井戸掘削事業における INFOM（本部） / INFOM-UNEPAR と市、受益者となるコミュニティの 3 者が役割を明確にして合意を締結する。3 者合意の基本形としては、INFOM は掘削実施、コミュニティは労務（人夫や守衛）や燃料、井戸掘削で使う砂利の提供、市は工事資材（ケーシングやベントナイト等）と消耗品（掘削ビット等）の提供を行う。

また、井戸建設後の給水施設の建設（水中ポンプや送水ポンプ、送水管、貯水槽、配水管等）については、コミュニティ自身が調達・設置する場合や、一部を市が調達・設置する場合等がある。その後の運営維持管理は、コミュニティが給水委員会を立ち上げて実施する。

井戸掘削事業における 3 者合意と井戸や給水施設の建設の体制は、コミュニティと市の状況に応じて様々な形態となるため、協力準備調査においてその仕組みや各者の負担状況等、詳細を把握する。その上で、井戸建設用と給水施設整備のための資機材調達を本事業の範囲に含めることの妥当性等（例えば、コミュニティや市による費用負担が困難で安全な水へのアクセスから取り残される等）を十分確認

戸・給水施設建設用資機材の要否等の検討に係る方針）について提案を行う

³ プロポーザルにおいて、機材計画策定に関する基本方針（リグの掘削能力の設定、井戸・給水施設建設用資機材の要否等の検討に係る方針）について提案を行う

し、その要否を検討し、含める場合はその内容を検討する。

(13) INFOM-UNEPAR の事業実施能力

- INFOM-UNEPAR は、無償「地方地下水開発計画」で調達したリグを使い、2007～2022 年の間に計 126 本（300m 以深の井戸 23 本を含む）の井戸を掘削している。INFOM-UNEPAR は 300m 級の井戸掘削にも対応できる技術を有していると考えられるが、リグの老朽化等もあり、近年（2016～2022 年）の井戸掘削本数は年間 1～2 本となっている。一方、中央政府から配賦される INFOM-UNEPAR の事業費は、2013 年及び 2014 年と比べ 2015～2023 年は約半分となっている。その具体的な理由や井戸掘削本数への影響等は確認できていない。協力準備調査においては、井戸掘削に関する技術や資機材の維持管理、予算・財務状況等を含め INFOM-UNEPAR の事業実施能力を確認する。その上で、適切なソフトコンポーネントや INFOM-UNEPAR の適切な事業費の確保について合意しておくべき内容を検討する。

(14) 井戸掘削が想定される対象コミュニティの確認

- 本事業で調達したリグを使った井戸掘削が想定される、本事業対象地域（トトニカパン県、ケツアルテナンゴ県、サン・マルコス県、キチェ県、ウエウエテナンゴ県）の対象コミュニティの確認を行う。2023 年 9 月時点で、INFOM-UNEPAR に対して 187 件の井戸掘削要請が出ており、うち本事業対象地域からの要請は 88 件である。協力準備調査においては、INFOM-UNEPAR が受領している最新の要請状況や INFOM-UNEPAR の井戸掘削計画等を確認し、少なくとも本事業の目標年次（事業完了後 3 年を想定）までに井戸掘削を行うと想定される対象コミュニティを確認する。現時点で 1 コミュニティに対して 1 本の井戸掘削、新規リグ 2 式で計 8～12 本/年の井戸掘削を想定している。よって、現時点では想定する対象コミュニティの数を計 24～36 程度とするが協力準備調査で改めて検討を行う。
- (13) に記載の通り、INFOM-UNEPAR が行う井戸掘削事業では、コミュニティが井戸掘削申請を行い、INFOM（本部）/ INFOM-UNEPAR が基礎情報収集や水理地質調査（垂直電気探査）、井戸設計を行い、その後、3 者合意を締結する。INFOM-UNEPAR に要請を上げているコミュニティにおいては、水理地質調査と井戸設計が終了しているところもあると思われるが、3 者合意の締結についての状況は不明である。協力準備調査では、これらの進捗状況も踏まえて対象コミュニティの想定を行う。対象コミュニティにおいては現地踏査等を行い、必要に応じた見直しやその情報の事業計画への反映を行う。
- 対象コミュニティの想定においては、通常 INFOM-UNEPAR が対応する順番をどのように決めているのか等も確認し、掘削要請を上げているコミュニティの間で不公平感が出ないように、留意する。
- 対象コミュニティの想定においては、コミュニティの水衛生状況や栄養状況をよ

り把握している DRISS と INFOM-UNEPAR の連携を十分図り、技術協力プロジェクト「プライマリ・ヘルス・ケアを通じた母子栄養改善プロジェクト」でのパイロットコミュニティと本事業の対象コミュニティを重ねる、DRISS の情報を基に水衛生環境の悪い対象コミュニティを検討する等、両事業による相乗効果と両機関の連携に十分に留意する。JICA グアテマラ事務所が実施した「栄養改善のための農村部における給水セクターに係る情報収集・確認調査」（2022 年）では、この相乗効果の観点から井戸掘削等を行う優先コミュニティを 32 選定している。対象コミュニティの確認においてはこの情報も参照するが、協力準備調査において詳細を確認する必要がある。

- 本調査で確認する対象コミュニティはあくまで想定である。本調査で井戸掘削の実施が確定するわけではないため、INFOM-UNEPAR や市と十分な調整を図り、対象コミュニティでの調査における説明方法等に十分留意する。

(15) 想定される対象コミュニティにおける水理地質と水質、社会状況の確認⁴

- 対象コミュニティについて、水理地質と水質、社会状況の確認を行う。

1) 水理地質

本事業で調達するリグの仕様の検討のため、水理地質状況を把握する。INFOM-UNEPAR への井戸掘削申請をしている対象コミュニティにおいては、INFOM-UNEPAR が水理地質調査（垂直電気探査）や井戸設計を実施済のところもあると思われる、それらの情報を確認して水理地質状況を把握する。垂直電気探査が行われていない対象コミュニティにおいては本調査での垂直電気探査を検討するが、既存情報を踏まえ、地域の水理地質状況を把握しリグの仕様の検討のためどれだけのコミュニティで調査を行うべきか検討の上、実施する。基本的な内容は別紙 2 のとおりとするが、より具体的、効率的な調査方法をプロポーザルで提案する。もし本調査で垂直電気探査を行う場合、本事業で調達したリグを使い INFOM-UNEPAR が実際に井戸掘削を行う際にその調査結果は有用であり、本調査結果は適切に INFOM-UNEPAR へ引き継ぐ。

2) 水質調査

想定される対象コミュニティにおける既存の水源や給水施設での水質を把握し（再委託可）、本事業の裨益効果を確認するためのベースラインとしての活用も検討する。また、INFOM-UNEPAR からは、井戸掘削深度が深くなっていること等が影響し、深井戸の地下水から重金属が検出されることもあるという情報が出ている。この点に関しては、既存情報等を中心に現状を把握する。基本的な内容は別紙 2 のとおりとするが、その内容を踏まえ、必要と思われる調査内容をプロポーザルで提案する。

⁴ プロポーザルにおいて、水理地質調査、水質調査、社会調査の方法と内容について提案を行う

3) 社会調査

給水施設が整備される前のベースラインデータを把握し、本事業の意義等の検討を行うと共に、調達機材を利用して給水施設が整備された場合の運営・維持管理の持続可能性を検討し、機材計画やソフトコンポーネント等の検討に反映させるため、想定される対象コミュニティの社会調査を行う。基本的な内容は別紙 2 のとおりとするが、その内容を踏まえ、必要と思われる調査内容をプロポーザルで提案する。本調査は再委託を認める。

(16) 給水施設の運営維持管理、及び INFOM-UNEPAR と DRISS の連携

- 給水施設の運営維持管理は、コミュニティが給水委員会を設立して実施している。給水委員会の活動は、メーター検針や料金回収、ポンプ稼働状況の確認、塩素注入、集金と積立金の管理等である。これらの詳細と共に施設の運営維持管理において市や INFOM-UNEPAR 等の行政機関がどのように関わるか確認して課題を分析し、本事業で取り得る方策や合意しておくべき内容を検討する。
- また、DRISS は給水施設の水質について定期的に検査をする等、コミュニティや給水施設の状態に関する情報を得やすい立場にいる。これらの情報は、コミュニティによる持続的な運営維持管理にも役立つと考えられる。給水施設の運営維持管理の促進のために、DRISS と INFOM-UNEPAR が取り得る連携について検討し、そのために本事業で合意しておくべき内容を検討する。

(17) 既存リグの活用方法の検討

- 無償資金協力「地方地下水開発計画」で調達した既存リグ 2 式のうち、現在、1 式は稼働しているが、老朽化等により掘削深度が低下し純正スペアパーツの調達も難しくなっている。もう 1 式は修理が続いており資材置き場で保管中である（2023 年 5 月時点）。既存リグはこのような状態のため、本事業の実施後は新規リグを中心に掘削を行い、既存リグ 2 式は必要な時のみ活用することを想定するが（新規リグのメンテナンスや干ばつ等の緊急時等）、協力準備調査で既存リグの状態や INFOM-UNEPAR の井戸掘削計画、運用状況、人的・予算的能力等を確認し、適切な運用を検討する。

(18) 外務省の無償「経済社会開発計画」で調達するリグとの役割分担

- 無償「経済社会開発計画」において、INFOM に対するリグ 1 式を調達中（2023 年 10 月時点）であり、その進捗状況の確認を行う。INFOM-UNEPAR と弊機構の協議の中で、経済社会開発計画で調達するリグはハリケーンの被害を受けたペテン県やアルタ・ベラパス県等の 11 県、本事業で調達するリグ 2 式は事業対象地域の西部 5 県で優先的に使う計画であることを確認しているが、これらリグの役割分担について確認、検討を行う。

(19) 本事業による裨益⁵

- 本事業では井戸掘削用の資機材調達が中心となるが、それらが事業対象地域での安全な水へのアクセス改善に貢献し、感染症の抑制や栄養状態の改善に繋がることを期待される。そのため、西部5県及び対象コミュニティにおける安全な水へのアクセス率といった水関連データだけに留まらず、感染症や栄養、健康、基礎教育、ジェンダー等の状況や関連データ（5歳未満児の下痢症の罹患率や栄養状態、教育施設や保健医療施設における水利用状況等）も確認し、適切な定量的、定性的な事業効果指標と基準値を設定する。
- さらにもう少し広域的な視点では、本事業の成果は、西部5県における先住民の生活環境の改善やグアテマラ国内の格差是正、非正規移民の流出抑制へ貢献できる可能性もある。そのため、西部5県及び対象コミュニティにおける先住民の割合やその貧困率/極貧困率、収入/収入源等といった情報や、先住民の生活状況と感染症や栄養、安全な水へのアクセスの状況との関係、先方政府による西部地域開発や先住民支援に係る計画等についても確認を行う。西部5県及び対象コミュニティにおける非正規移民の発生状況、人数等についても把握する。
- また、事業対象地域のうちサン・マルコス県には日系企業がパイロット工場を建設している。本事業は同地域の生活、経済環境の改善にも資するものでもあり、日系企業の事業安定化にも貢献する可能性もある。また、日系企業による事業も本事業と同様に同地域の経済環境の改善に資するものであり、当地域の安定化の観点で相乗効果が見込める可能性もある。このような観点も含め、本事業がどのように日本への裨益に繋がるか検討を行う。
- グアテマラではUSAIDを含めた、他ドナー支援も行われている。水・衛生や栄養、保健分野を中心にそれらの確認を行い、本事業とどのように連携できるか、その連携による裨益効果等について検討を行う。

(20) 事業の効果のモニタリング

- 本事業は機材案件であるため、調達した機材が有効に活用され、給水施設の建設を通じて効果が発現していることをモニタリングする必要がある。機材を活用した井戸掘削や給水施設建設の進捗状況、裨益人口などが想定されるが、適切なモニタリングの項目、方法、頻度、様式等について検討する。
- また、栄養、保健、教育、貧困削減等に対する効果について、モニタリングが可能かどうか検討する。

(21) 正式要請書の提出

⁵ プロポーザルにおいて、栄養、保健、教育、貧困削減、先住民支援等の観点からの開発効果向上に向けた調査方針について提案を行う

- 本事業の正式要請書は、まだ日本政府に送付されていない。本事業を実施するためには、本調査期間中に正式要請書がグアテマラ政府から日本政府に提出される必要がある。この要請書提出が促進されるよう、両国関係者と連携しつつ調査を進める。

第4条 業務の内容

(1) 業務計画書の作成

- ① 要請書及び関連資料の内容を調査した上で、業務全体の方針・方法及び作業計画を検討し、調査計画を策定する。
- ② 業務計画書を、共通仕様書第6条に従って作成し、発注者に提出して承諾を得る。

(2) インセプション・レポートの作成・説明

- ① 業務計画書の内容を踏まえて、インセプション・レポート（質問票含む）を作成する。
- ② 現地調査の冒頭に、発注者側からの調査団員と協力し、相手国政府・実施機関等の関係者にインセプション・レポートの内容を説明する。

(3) 事業の背景・経緯・目的・内容等の整理

本事業の背景や必要性を整理するために必要な情報収集、分析を行う。

- 相手国の開発計画、当該セクターの上位計画・関連政策等の上位計画における本事業の位置づけ等
- 本事業に関連する我が国及び他ドナーや国際開発援助機関の援助動向、事業内容及び教訓等

(4) 自然状況調査

本業務では当該項目は適用しない。

~~概略設計、施工計画、積算について必要な精度を確保し、また事業により新設・拡張・附帯される施設・設備が自然・社会・生活環境に及ぼす影響を適切に予測し、その影響を回避／最小化する設計・施工を検討するため、調達資機材の仕様・数量、事業効果指標等の検討に活用するため、以下に示す調査を行う。~~

- ① 水理地質調査
- ② 水質調査
- ③ 社会調査

※第3条（16）及び別紙2参照

(5) サイト状況調査

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では設置・維持管理計画の検討に必要な条件を把握するため、資機材の整備状況に関する以下の調査を行う。

- ① 既存リグの状況調査：稼動状況、故障の規模、維持管理体制、運用状況等（第3条（18）参照）
- ② 対象コミュニティにおける給水状況調査：現在の給水施設の構造、状況、運営維持管理の状況等（第3条（16）及び別紙2参照）

（6）環境社会配慮にかかる調査

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

（7）ジェンダー視点に立った調査・計画

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

① 現状調査

- 実施機関における女性の雇用促進や技術者育成等の方針及び実態を調査する。
- 対象コミュニティにおける、ジェンダーの観点からの給水施設へのアクセスと課題（安全な水へのアクセス率（ジェンダー別）、水の確保や運搬、利用、管理にかかるジェンダー別役割分担、水源までの距離、水汲みにかかる時間、水汲み時の安全面の課題、水因性感染症の罹患率（ジェンダー・年齢別）等）、給水施設の運営維持管理における課題（給水委員会や運営維持管理への参加状況、役割等）、給水委員会等の研修への参加における課題（ジェンダー、年齢別）等の確認（社会調査で確認。別紙2参照）。

② 事業内容への反映の検討

- 実施機関と議論を行い、ジェンダー課題やニーズに対応するため本事業で取り得る方策を検討する。

③ 運用・効果指標の検討

- 実施機関と議論を行い、ジェンダー視点に立った事業実施を担保するための運用・効果指標を設定する。

（8）障害配慮に関する検討・計画

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- 給水施設の建設においては、障がい者のインクルージョンにも考慮する必要がある。そのため、給水施設の設計ガイドライン等の文書や実際の建設等において、どのような障がい者配慮が取られているか確認を行い、必要に応じて障がい者のインクルージョンに関する提言を行う。

(9) 気候変動対策案件としての検討

本業務では当該項目は適用しない。

本事業は気候変動対策（適応策）に資する可能性があるため、気候変動対策支援ツール【適応】（JICA Climate-FIT）等を参照の上、気候リスク（ハザード、曝露、脆弱性）を評価し、事業内容において適切な適応オプションを検討する。

本事業は、事業実施により温室効果ガスの排出抑制を通じた気候変動の緩和に資する可能性があるため、気候変動対策支援ツール／緩和策（JICA Climate-FIT(Mitigation)）等を用いて、温室効果ガス排出削減効果を推計する。

(10) 調達事情調査

本業務では当該項目は適用しない。

本事業実施に必要な資機材、労務について、現地調達や第三国調達の可能性を検討し、以下を調査する（調達先、調達方法、調達期間、調達価格、品質等）。

- ① 現地国内及び第三国における輸送状況の調査
- ② 第三国を通過する場合を含めた通関手続き、免税手続きの整理
- ③ スペアパーツの入手方法、アフターサービス体制の最新調達事情の調査
- ④ 第三国調達の可能性の検討
- ⑤ 調達上の留意事項のとりまとめ
- ⑥ 調達、据付に関する、日本側と相手国側負担事項の区分の明確化
- ⑦ 上記を踏まえた調達方針及び調達計画（調達上の留意点、調達監理計画、品質管理計画、資機材等調達計画、初期操作指導・運用指導等計画、ソフトコンポーネント計画（必要な場合）、実施工程を含む）の策定、機材仕様書の作成

(11) 施設、設備、機材計画調査

本業務では当該項目は適用しない。

既存施設や機材の種類・仕様・数量、使用状況、維持管理状況、今後の整備計画等を調査し、適切な事業規模・対象サイトの選定に必要な検討を実施する。

- グアテマラ側の実施能力や井戸掘削事業の実施体制等を踏まえ、事業スコープを検討する（第3条（12）～（14）参照）。
- 検討結果を機材・資材調達計画に反映する。日本製の機材を活用することが品質確保やライフサイクルコスト等の観点から望ましい場合は、積極的に活用することを検討する。

(12) 基本計画／概略設計図の作成

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- 現地調査結果を踏まえ、本事業として計画される事業内容の基本計画を検討する。
- 基本計画の整理、確定にあたり、その検討内容や最終判断の理由等を整理する。

(13) 施工計画／施工監理計画の立案

- 本業務では当該項目は適用しない。
- 以下の施工計画について検討・整理する。
- 本事業の施工監理計画についても、概略設計と施工計画を踏まえ、コンサルタントが行う施工監理の方針、体制、方法を整理する。

(14) 事業の維持管理計画の立案

- 本業務では当該項目は適用しない。
- 本業務では以下の対応を行う。
 - ① INFOM-UNEPAR の組織体制や財務状況、人員配置、技術レベル等について確認する。
 - ② 上記を踏まえ、維持管理上の課題を明確にした上で、本事業の実施にあたって必要な運営・維持管理面での留意事項を抽出する。
 - ③ 上記を踏まえ、本事業で調達する機材が適切に運用維持管理されるための計画（実施体制や維持管理費等を含む）を作成する。
 - ④ 井戸及び給水施設整備のための資機材調達を本事業に含める場合、その管理体制や管理方法等を必要な費用を含め検討する。

(15) 技術支援計画の検討、計画策定

- 本業務では当該項目は適用しない。
- 本業務では以下の対応を行う。
 - ① 本事業で整備する機材の運用維持管理を効率的に行うために必要となるソフトコンポーネント等の技術支援の必要性を精査し、必要と認められる場合には計画内容を検討する。検討に際しては「ソフトコンポーネント・ガイドライン」に基づき、ソフトコンポーネント計画書を作成し、発注者の承諾を得る。
 - ② INFOM-UNEPAR は、井戸を掘削したコミュニティに対して、新規給水委員会に対する研修を行っている。このような INFOM-UNEPAR の運営維持管理に対する支援内容等を確認し、その改善等が必要であればソフトコンポーネントへ含めることも検討する。
 - ③ ソフトコンポーネント計画の内容について、概略設計時に相手国政府・実施機関と概ね合意を得て議事録に記載する。

(16) 施工時の工事安全対策に関する検討

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- 施工時の工事安全対策に関する情報は同事務所にて蓄積していくことが望ましいため、現地調査開始時点で同事務所とすり合わせし、相手国政府・実施機関等から入手あるいは照会が必要な情報について同事務所に照会する。また、現地調査終了時には必ず同事務所に報告を行う。
- 施工計画の策定に際して、安全管理ガイダンスの安全施工技術指針及び収集した相手国の工事安全、労働安全衛生に関する法律・基準に留意するとともに、最近の既往調査の事例も踏まえた上で必要な安全対策を概略設計に反映する。

(17) 案件別安全対策検討シート（案）の作成

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- 発注者から提供される「安全対策ガイダンス」も参考にしつつ、事業実施時に必要となる治安上の安全対策を検討し、案件別安全対策検討シート（案）を作成する。

(18) 内部照査の実施

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- ① 概略設計の正確性と品質の確保を目的として、発注者から提供される「内部照査について」に沿って、内部照査を実施し、結果を発注者に提出し、承諾を得る。
- ② 照査計画及び照査項目は、照査開始に先立って発注者に提示する。

(19) 相手国負担事項の整理

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- ① 我が国無償資金協カスキームを踏まえ、本事業で協力対象とする範囲と、予定されている相手国側負担事項との責任分担の考え方を現地調査時に相手国側実施機関へ明確に説明する。
- ② 相手国側負担事項⁶のプロセス、実施のタイミング、各手続きにおける関係省庁、費用を明確にし、進捗管理表を作成して、その着実な実施を相手国政府・実施機関に要請し、個別に書面にて確約を取り付ける。

⁶ これら調査の結果は無償資金協力として事業を実施する際の相手国側負担事項として記載され、実施のタイミングや予算の概算と共に、事業実施時の相手国側負担事項の根拠ともなる。なお、この情報は詳細設計時にさらに精査・更新されていくものである。

- ③ 相手国側負担事項については、相手国側の実情を踏まえつつ実施可能なものとなるよう留意し、調査実施の早期の段階から相手国側及び発注者と十分に調整を重ねた上で検討する。

(20) 免税情報の収集・整理

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- ① 免税措置等に関し、当該事業実施において関係する主要税目⁷を対象に、それぞれの税の名称、税率、計算方法、根拠法等を調査する。主要税目は、以下を含む。
- 法人の利益・所得に課される税金（法人税等）
 - 個人の所得に課される税金（個人所得税等）
 - 付加価値税（VAT 等）
 - 資機材の輸入に課される税金や諸費用
 - その他当該事業実施において関係する主要税目
- ② 各税目について、受注企業が免税（事前免税、事後還付、実施機関負担等）を確保するために必要な手続き（申請先、手順、所要期間等）について調査する。過去に免税措置に関する問題があった場合は、その状況を詳しく調査する。
- ③ 国内においても、過去に案件を実施した経験のある本邦企業に対して、一般社団法人海外建設協会(OCAJI)等を通じてヒアリングを行い、免税情報を収集する。
- ④ 対象国の免税情報については、発注者が過去に取りまとめた免税情報シートがあるため、同シートをもとに調査の上、更新する。
- ⑤ 現在実施中の無償「三次病院における医療機材整備計画」の協力準備調査でも免税情報の収集を行っているため、その情報も参照する。
- ⑥ 免税情報は発注者の現地事務所にて蓄積していくことが望ましいため、調査開始時点で同事務所に照会し、同事務所が有する情報を入手し、情報アップデートを行う。設計・積算前の現地調査終了時には必ず同事務所へ報告する。その際、更新した情報と併せて、相手国政府・実施機関と面談した際の情報（面談相手、内容、連絡先等）も提出する。

(21) 現地調査結果概要の作成・説明

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

現地調査後、10日以内に現地調査結果概要を作成し、帰国報告会にて説明する。

⁷ 無償資金協力事業では免税が原則である。人材育成奨学計画（JDS）は、本邦内での活動が大半を占めるため、本邦調達分に比べ現地調達は少ないが、現地プロジェクト事務所運営、募集選考、帰国プログラム実施等は現地調達となるため、これらに関連する項目の免税について整理する。

(22) 概略事業費の算出

- ① 我が国の無償資金協力の対象として計画する本事業の概略事業費を積算・設計にかかるガイドライン等を参照して積算する⁸。
- ② 積算の結果を「概算事業費積算内訳書」にとりまとめて発注者に提出する。
- ③ 概略事業費の算出にあたり、コスト縮減の可能性を十分に検討する。

(23) 想定される事業リスクの検討

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- 事業実施中、事業実施後に想定される各種リスクを特定し、対応策（リスクの管理や軽減策）を検討する。特に事業実施中のリスクについては、それらをコントロールする手法について検討する。
- また、事業実施後に想定されるリスクの軽減策については、詳細設計やソフトコンポーネントでの対応によるリスク軽減策等、ハード面、ソフト面の双方について検討する。

(24) 事業の評価指標の検討

- 事業の評価を妥当性と有効性に分類して整理する。
- 有効性については、①定量的効果、②定性的効果に分類して評価し、定量的効果については、可能な限り定量的指標を設定し、事業完成後約3年をめどとした目標年の目標値を設定する。設定の際は資金力事業の開発課題別指標例を参照する。

(25) 事業概要の本邦企業への説明

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- 概略設計協議前に、本事業への応札を検討する本邦企業⁹に対して、事業実施に重要なポイント（事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情、積算の根拠、免税項目、相手国負担事業等）を説明する事業説明会¹⁰を発注者が開催する。
- 受注者は調査結果の説明を行う等、同説明会の実施を支援する。また、同説明会において企業から出た質問やコメントに対する対応を発注者と調整し、調査結果に反映させる。

(26) 協力準備実施報告書（案）の作成

⁸ 積算にあたっては、同積算の結果が無償資金協力の事業費算定の根拠となることを踏まえて、調査・設計の妥当性を良く検討し、資料の欠落や誤植・違算を防止するとともに、過不足のない適正なものになるよう留意する。

⁹ OCAJI 等の関連業界団体を含む

¹⁰ 事業概要、サイトの状況、自然条件、現地調達事情、積算の根拠とした工法や仮設、免税項目、相手国負担事業等。

- 調査全体を通じ、その結果を協力準備調査報告書（案）として取り纏め、内容について発注者とすり合わせる。

(27) 協力準備調査報告書（案）の説明

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- 概略事業費を含めた協力準備調査報告書（案）の内容を相手国政府・実施機関等に説明する。
- 相手国側による事業の技術的・財務的自立発展性確保のための条件、具体的対応策について十分説明・検討する（特に、事業実施における維持管理体制の整備や環境社会配慮等）。
- 協力準備調査報告書は、調査後速やかに概略事業費の記載を除く内容、本事業に関する業者契約認証後には概略事業費を含む全内容を公表することを、相手国政府・実施機関等に説明する。

(28) 準備調査報告書の作成

- 相手国政府・実施機関等への協力準備調査報告書（案）の説明を踏まえ、協力準備調査報告書を完成させる。
- 本業務完了後直ちに調査内容を公開するために概略事業費を記載しない報告書として協力準備調査報告書（先行公開版）¹¹も作成する。

(29) 収集情報・データの提供

本業務では当該項目は適用しない。

本業務では以下の対応を行う。

- 業務のなかで収集・作成された調査データ（一次データ）、数値データ等について、発注者の要望に応じて、発注者が指定する方法（Web へのデータアップロード・直接入力・編集可能なファイル形式での提出等）で、適時提出する。

第5条 成果品

本業務は、各期それぞれに作成する。

- 業務の各段階において作成・提出する報告書等及び数量（部数）は次表のとおり。提出の際は、Word 又は PDF データも併せて提出する。最終成果品の提出期限は履行期間の末日とする。なお、数量（部数）は、発注者へ提出する部数であり、相手国実施機関との面談等に必要な部数は別途受注者が用意する。
- 本業務を通じて収集した資料およびデータは項目毎に整理し、収集資料リストを添付

¹¹ 協力準備調査報告書には概略事業費の記載があるため、施工・調達業者契約認証まで公開制限を行っている。

して、発注者に提出する。

- 受注者もしくは相手国実施機関等の第三者が従来から著作権を有する等、著作権が発注者に譲渡されない著作物は、利用許諾の範囲を明確にする。
- 調査データの取得に当たっては、対象国の法令におけるデータの所有権及び利用権照会する。関連する法令が存在しない場合あるいは法令の適用有無が判断できない場合、調査実施地域の管轄機関に当該協力準備調査で取得したデータの所有権及び利用権について調査する。照会の結果、発注者が当該データを所有あるいは利用することができるものについてのみ提出する。

本業務で作成・提出する報告書等及び数量

報告書名	提出時期	言語	形態	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	日本語	電子データ	
インセプション・レポート	初回現地調査前	日本語/西語	電子データ	
現地調査結果概要	現地調査後	日本語	電子データ	
協力準備調査報告書（案）	解析後	日本語	電子データ	
		西語	電子データ	
デジタル画像集	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
進捗報告書 ¹² の初版	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
免税情報シート	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
概略事業費積算内訳書	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
機材仕様書	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
		西語	電子データ	
概要資料	概略設計協議 調査後	日本語	電子データ	
協力準備調査報告書 （先行公開版）	契約履行期限末日	日本語	CD-ROM	2 部
		西語	CD-ROM	2 部
協力準備調査報告書 （最終成果品）	契約履行期限末日	日本語	CD-ROM	2 部
		日本語	製本	5 部
		西語	CD-ROM	2 部
		西語	製本	10 部
調査データ	契約履行期限末日	作成言語	電子データ	

記載内容は以下のとおり。

(1) 業務計画書

共通仕様書第 6 条に記された内容 他

¹² Project Monitoring Report (PMR)

- (2) インセプション・レポート・現地調査結果概要・協力準備調査報告書（案）、概略事業費積算内訳書、デジタル画像集、免税情報シート、協力準備調査報告書
「無償資金協力にかかる報告書等作成のためのガイドライン」に示された内容 他
- (3) 概略事業費積算内訳書・機材仕様書
設計・積算にかかるガイドライン等に示された内容
- (4) 進捗報告書の初版
「進捗報告・Project Monitoring Report(PMR)」に示された内容
- (5) 調査データ
 - 位置情報¹³の含まれるデータは、KML もしくは GeoJSON 形式。
 - ラスターデータに関しては GeoTIFF 形式。
 - Google Earth Engine を用いて解析を行った場合は、そのコードを含めたもの。

第6条 再委託

本業務では、現地再委託を想定していない¹⁴。

本業務では、以下の業務について、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認める。

再委託契約の仕様・想定規模は以下のとおり。

	項目	仕様	数量	見積の取扱
1	水理地質調査	別紙2のとおり（現地再委託としない場合もあり得る）	一式	JICA 定額指示
2	水質調査	別紙2のとおり	一式	JICA 定額指示
3	社会調査	別紙2のとおり	一式	JICA 定額指示

第7条 機材の調達

本業務では、機材調達を想定していない。

本業務では、以下の対応を行う。

- 業務遂行上必要な機材については、「コンサルタント等契約における物品・機材の調達・管理ガイドライン」に則り適切な調達及び管理等を行う。

¹³ 位置情報の取得は可能な限り行うが、本業務においては、追加的に位置情報を取得する必要はなく、必然的に位置情報が付されるデータを対象とする。

¹⁴ ただし、再委託による業務の遂行が不可欠と考える業務がある場合には、当該業務の内容・方法及び再委託によることが必要な理由を詳述し、協議する。

- 本邦から携行する受注者の所有機材のうち、受注者が本邦に持ち帰らない機材であって、かつ輸出許可の取得を要するものについては、受注者が必要な手続きを行う。

第8条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

1. 基本情報

- (1) 国名：グアテマラ共和国
- (2) プロジェクトサイト／対象地域名：トトニカパン県、ケツアルテナンゴ県、サン・マルコス県、キチェ県、ウエウエテナンゴ県（5 県の人口計：4,369,877 人、国立統計研究所 2018 年）
- (3) 案件名：西部 5 県における衛生的な水供給のための井戸掘削機材整備計画（The Project for the Installation of Well-drilling Machinery for Sanitary Water Supply in Western 5 Departments）
- (4) 事業の要約：地方振興庁地方水道計画実施部（以下、「INFOM-UNEPAR」という）に対し、グアテマラ国内西部 5 県において井戸掘削機（リグ）2 式等を整備するもの。

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における水資源セクター、保健セクターの現状と課題及び本事業の位置づけ
世界銀行によると、グアテマラ共和国（以下「グアテマラ」という。）の一人当たりの GNI は 5,350 米ドル（2022 年）であり、DAC 分類では高中所得国となる。しかしながら、国内における経済格差は非常に大きく、貧困率は 55.2%（世界銀行、2023 年）、極貧率は 18.7%（ラテンアメリカ・カリブ経済委員会、2020 年）と高い。国内格差が拡大している背景として、先住民族の多い地方における栄養不良、就学率・識字率の低さによる所得向上の妨げがあげられる。非先住民族の貧困率が 46.6%であるのに対して、先住民族の貧困率は 79.2%と高く（国勢調査、2018）、先住民族への重点的な支援を通じた同国の持続的・包括的成長が重要である。中でも、「西部 5 県における衛生的な水供給のための井戸掘削機材整備計画」（以下、「本事業」という）の対象地域である西部 5 県は先住民族が住民の 9 割を占める（統計庁、2018）。更に、JICA が 2022 年に実施した調査「貧困地域における移民送金を用いた地域開発支援」によるとウエウエテナンゴ県、キチェ県はアメリカやメキシコへ向かう非正規移民が最も多い地域であり、同地域での生活、経済環境の改善は喫緊の課題である。加えて、JICA とアメリカ合衆国国際開発庁（USAID）は 2023 年 2 月に日米連携に基づく非正規移民対策に係る連携協定に署名しており、本対象地域の生活、経済環境改善を通じた非正規移民対策は対グアテマラ協力のみならず日米連携の強化にも資する。

先住民族の貧困要因の一つとして栄養不良が挙げられるが、中でも 5 歳未満児の慢性栄養不良の割合は、トトニカパン県が 70.0%、キチェ県が 68.7%、ウエウエテナンゴ県が 67.7%、サン・マルコス県が 54.8%、ケツアルテナンゴ県が 48.8%と全国平均の 46.5%を上回っており（グアテマラ全国母子健康調査、2014/2015 年）、右記 5 県は国家栄養改善戦略の重点県として設定されている。この慢性栄養不良の背景には下痢症等の感染症の罹患があり、安全な水へのアクセスが限られ不衛生な水を利用していることが、下痢症等を引き起こす原因の一つと考えられる。

本事業対象地 5 県での 5 歳未満児の下痢症の割合は約 15~22%（保健省、統計庁、大統領

府企画庁、2017)である。安全な水へのアクセスは全国平均で56%に留まり、中南米・カリブ地域内でデータ収集可能な19か国中14位と低い(UNICEFとWHOの「水と衛生合同モニタリングプログラム(JMP)」、2023年)。また、本事業対象地で安全な水にアクセスできない住民は、手掘りの浅井戸や湧水等、不衛生な水源を利用している。こうした状況を踏まえ、同国は「国家長期開発計画2032」において、成果目標「水と衛生環境について品質と普及率の向上を通して、5歳未満児の栄養状態が改善される」を掲げており、国家栄養改戦略の重点県として設定されている対象地域5県に対して本事業を実施する意義は高い。

過去に実施した無償資金協力「地方地下水開発計画」(2004年～2007年)では、INFOM-UNEPARヘリグ2式を調達し、2022年までに計126本が掘削されている。さらに技術協力「給水委員会強化とコミュニティ開発プロジェクト」(2010年～2013年)では、上記無償で建設した給水施設を管理するコミュニティの支援も行い、現在でもそれらのほとんどのコミュニティでは徴収する水道料金を原資として適切に維持管理がなされており、対象コミュニティの安全な飲料水へのアクセス改善に寄与している。一方、同リグは老朽化しており、現在、実質稼働しているのは1式のみである。その1式については2016年に主要パーツのリハビリをしたものの、リグを動かす動力機構の老朽化により掘削能力の低下が顕著である。そのため、当初、INFOM-UNEPARはリグ2式で年間15本程度掘削していたが、近年は年間1～2本程度しか掘削できておらず、現時点でグアテマラ全土において約200件(本事業対象地域では88件)の掘削の要請があるにも関わらず対応できていない。

本事業は、新たなリグ等の整備を通じて、実施機関の井戸掘削能力を回復させることで安全な水へのアクセス改善を通じた先住民族の生活改善と非正規移民流出の抑制を目指すものであり、協力の意義は高い。

(2) 水資源セクター、保健セクターに対する我が国及びJICAの協力量針等と本事業の位置づけ

「対グアテマラ共和国国別開発協力量針(2017年9月)」の重点分野として「貧困地域の社会・経済開発」が定められており、本事業はこれらの方針、分析に合致する。JICAグローバルアジェンダ「栄養の改善」においては、「母子栄養改善」で胎児期から満2歳までの「最初の1000日」への取り組みを掲げており、また「持続可能な水資源の確保と水供給」においては、「今後10年で途上国の給水人口を3,000万人以上増やす」ことをゴールとして掲げている。加えて、「JICA世界保健医療イニシアティブ」では「予防の強化」として感染予防・健康危機対応の主流化の手法として栄養改善を位置付けている。本事業はこれらの方針、分析に合致する。

(3) 他の援助機関の対応

主に、世界銀行、AECID、USAIDが水・衛生分野のインフラ整備や、自治体において同分野の基礎サービスに係る能力向上支援を実施している。

(4) 本事業を実施する意義

本事業は、同国の開発課題・開発政策並びに我が国及びJICAの協力量針・分析に合致し、リグ等の調達を通して井戸の整備が促進されることで、本事業対象地域において安全な水供給の強化を図るものであり、SDGsゴール3「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活の確保し、福祉を促進する」、ゴール6「すべての人々に水と衛生へのアクセスを確保す

る」、およびゴール 10「国内および国家間の不平等を是正する」に貢献すると考えられる。また、本事業の対象地域には貧困度が高い先住民族が多く居住する県であることを踏まえ、人間の安全保障の観点から、本事業を通じて、貧困、感染症など個人の尊厳、生命、生活に対する脅威への対応が必要であり、「人道上のニーズ」が高い。上記の理由から、無償資金協力として本事業の実施を支援する必要性は高い。

3. 事業概要

(1) 事業概要

①事業の目的：本事業は、INFOM-UNEPAR に井戸整備促進に必要なリグ 2 式等を整備することにより、西部 5 県（ウエウエテナンゴ県、キチェ県、トトニカパン県、サン・マルコス県、ケツアルテナンゴ県）における安全な水へのアクセス改善を図り、衛生環境改善による下痢症の予防等を通して、対象地域の先住民族支援に寄与するもの。

② 事業内容

ア) 施設、機材等の内容：

トラック搭載型リグ 2 式（掘削能力 450m、リグ搭載車両に加えて支援車両を含む）、孔内検層器等の測定機器、掘削に必要なスペアパーツ（ビット等）を想定しているが、詳細は協力準備調査で確認する。

イ) コンサルティング・サービス/ソフトコンポーネント

詳細設計、入札補助、調達監理、機材の保守管理（修理・点検活動）、運営維持管理体制強化支援を想定するが、詳細は協力準備調査で確認する。

ウ) 調達・施工方法

基本的に本邦調達または現地調達を想定。困難な場合には第三国調達とする。

③ 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：対象地域に居住する乳幼児を含む住民

最終受益者：対象地域のうち井戸掘削要請を挙げているコミュニティの住民（約 6,800 人～約 10,200 人）（裨益人口は協力準備調査にて確認）

④ 他の JICA 事業との関係

技術協力プロジェクト「プライマリ・ヘルス・ケアを通じた母子栄養改善プロジェクト」（2022 年 1 月～2026 年 1 月）の活動の一つとして、トトニカパン県とキチェ県において、コミュニティ人材向けに衛生改善や手洗いについての研修を実施しているものの、安全な水へのアクセスが十分でないため、住民が衛生改善や手洗いを十分に実践できない状況にある。本事業による対象 5 県における井戸掘削のためのリグ等の調達を通して、給水事情が改善されることにより、衛生的な水で手洗い等を実施することが可能になる。これによって、衛生環境が改善されることで、対象地域の乳幼児を含む先住民族支援に資するものである。加えて、技術協力プロジェクトのカウンターパート機関である保健サービス統合ネットワーク局（以下、「DRISS」という。）内の保健委員会では水衛生に関する活動を実施しており、ハード・ソフト面からの支援による相乗効果により衛生改善が促進されることが期待される。

(2) 事業実施体制

① 事業実施機関／実施体制：INFOM-UNEPAR、事業実施体制に DRISS を含むことを想定しているが、協力準備調査にて確認する。

- ② 他機関との連携・役割分担：DRISS は水質検査や井戸の運営維持管理の研修実施等、井戸掘削後の支援を実施する。詳細については協力準備調査にて確認する。
- (3) 運営／維持管理体制：INFOM-UNEPAR による井戸掘削事業では、まず三者合意 (INFOM-UNEPAR/市/コミュニティ) が結ばれ、基本的に井戸掘削時の資材や消耗品等は市が負担、労働力等の提供はコミュニティ、掘削自体は INFOM-UNEPAR が実施する。井戸掘削後の水中ポンプや送配水管、配水槽等の設置、それら給水施設の運営・維持管理はコミュニティの給水委員会により実施され、コミュニティ単位で徴収された水道料金によって賄われるが、詳細は協力準備調査にて確認し、適切な運営維持管理体制を検討する。
- (4) 安全対策：調査において、事業を実施する際に予見される脅威とこれへの対策の検討に必要な情報を収集し、対策を検討する。
- (5) 環境社会配慮 カテゴリ分類 A B C FI
- (6) 横断的事項：本事業は、先住民族や女性等の社会的弱者の水へのアクセスを容易にすることで、誰一人取り残さないインクルーシブな開発に貢献する。気候変動適応策に資するかは、協力準備調査にて詳細を確認する。
- (7) ジェンダー分類：【確認中】GI (ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件)
＜分類理由＞協力準備調査にて、工事関係者のジェンダーバランス促進可能性等、ジェンダー主流化ニーズについて確認する予定のため。
- (8) その他特記事項：外務省経済「社会開発計画 (上下水道整備関連機材)」はグアテマラシティの INFOM に対し、井戸の清掃整備機材 (ポンプ、クレーン車等) を調達するため、本事業との重複はない。更に、「外務省経済社会開発計画「ハリケーン災害復興関連機材 (井戸掘削機等)」において、INFOM に対してリグ 1 式を調達中。同リグはハリケーンの被害を受けた 11 県で優先的に使い、本事業で調達するリグ 2 式は事業対象地域西部 5 県で優先的に使うことを想定するが、協力準備調査で詳細を検討する。

以 上

自然条件調査・社会条件調査 仕様書

1. 目的

調達資機材の仕様・数量や事業効果指標の検討等に活用するため以下の調査を行う。

2. 調査項目

(1) 水理地質調査

目的：リグの仕様等を検討するため、水理地質の状況を確認する。

内容：

- 1) 調達するリグを使い井戸掘削が想定される対象コミュニティにおいて、INFOM-UNEPAR が水理地質調査（垂直電気探査）や井戸設計を実施済であれば、それらの情報を確認する。
- 2) 水理地質調査（垂直電気探査）が行われていないコミュニティにおいては、既存資料の確認や現地踏査（周辺地域の井戸実績の確認含む）、垂直電気探査を検討する。調査するコミュニティについては、1) で得られる情報等を踏まえ、水理地質状況を把握しリグの仕様を検討するのに十分な数や地域を検討する。調査する対象コミュニティの数次第で現地再委託も可。

(2) 水質調査

目的：調達するリグを使い井戸掘削が想定される対象コミュニティの既存の水源や給水施設の水質を把握する。

内容：

1) 水質分析（現地再委託可）

検査対象サンプル数	約 36 コミュニティ。対象コミュニティにある主要水源 2 か所（深井戸以外を想定）における給水施設での水質
方法	グアテマラ国内の水質検査所
検査項目	計 12 項目（糞便性大腸菌群数、大腸菌群数、pH、電気伝導度、アンモニア (NH ₃ -N、Ammonia nitrogen)、亜硝酸 (NO ₂ -N、Nitrite)、硝酸 (NO ₃ -N、Nitrate)、鉄、硬度、マンガン、フッ素、残留塩素

- 2) 既存情報を基にした、対象地域における深井戸の重金属汚染に関する状況の把握。

(3) 社会調査（現地再委託）

目的：事業効果指標の検討及びベースラインの把握、調達する資機材の検討等のため、調達するリグを使い井戸掘削が想定される対象コミュニティの社会状況を確認する。

内容：

調査対象数	約 36 コミュニティ
調査方法	既存資料の確認、地方行政組織（DRISS を含む）やコミュニティのリーダー/住民（1 コミュニティあたり 10 世帯を想定）、医療機関等へのインタビュー

<p>調査項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本情報：人口、世帯数、女性の割合、収入、貧困率、極貧困率、先住民の状況（割合、収入及び収入源、貧困率、極貧困率等）、電力事業等 ・ 給水状況：水源や給水の状況、給水施設の構造・状況、安全な水へのアクセス率（先住民の安全な水へのアクセス率を含む）、水料金、水に関する問題点や要望等 ・ 給水施設の運営維持管理：運営維持管理の体制、状況、課題、料金の支払い状況等 ・ 給水委員会：その有無、構成メンバー、役割とその実施状況等 ・ 住民の意思：水料金支払い、積立に対する意思、給水施設の運営維持管理に対する意思等 ・ 栄養及び感染症の状況：住民の栄養状況（5歳未満児の慢性栄養不良の割合等）、下痢その他の水系感染症の罹患状況（5歳未満児の下痢症の割合等）、先住民の栄養及び感染症の状況 ・ ジェンダー関連：給水施設へのアクセスと課題（安全な水へのアクセス率（ジェンダー別）、水の確保や運搬、利用、管理にかかるジェンダー別役割分担、水源までの距離、水汲みにかかる時間、水汲み時の安全面の課題、水因性感染症の罹患率（ジェンダー・年齢別）等）、給水施設の運営維持管理における課題（給水委員会や運営維持管理への参加状況、役割等）、給水委員会等の研修への参加における課題（ジェンダー、年齢別）、男女別の水に対するニーズ、女性の就業率、児童の就学率・進学率等
-------------	---

以上

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：地下水開発にかかる各種調査

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式4-3の「要員計画」は不要です）。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容（様式4-4）

5) 現地業務に必要な資機材

6) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

7) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

* 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（2号）】

- ① 対象国及び類似地域：グアテマラ国及び中南米地域
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

（1）業務工程

2024年4月中旬から現地調査、その後、解析（積算審査に要する期間も含む）を行い、2025年1月中旬から概略設計協議に関する現地調査（DOD）を実施する。

（2）業務量目途

1）業務量の目途

約16.91人月

2）渡航回数を目途 全10回

なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

（3）現地再委託

以下の業務については、業務対象国・地域の現地法人（ローカルコンサルタント等）への再委託を認めます。

- 水理地質調査（実施機関による調査状況を踏まえて数量や再委託とするか等を判断）
- 水質調査
- 社会調査

（4）配付資料／公開資料等

1）配付資料

- 「栄養改善のための農村部における給水セクターに係る情報収集・確認調査」（2022年3月）英西語各版
- 無償案件検討のための現地調査 国際協力専門員報告書（2023年5月）

- INFOM-UNEPAR への井戸掘削要請リスト（2023年9月時点）

2) 公開資料

- 地方地下水開発計画 事後評価（2013年3月）
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2011_0412400_4_f.pdf
- 給水委員会強化とコミュニティ開発プロジェクト 事後評価（2018年3月）
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2017_0800496_4_f.pdf
- プライマリー・ヘルス・ケアを通じた母子栄養改善プロジェクト
<https://www.jica.go.jp/oda/project/201903482/index.html>

(5) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	有
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	有
4	家具（机・椅子・棚等）	有
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	有

(6) 安全管理

- 不測の事態等で日程、宿泊先等が変更になる場合は、速やかにグアテマラ事務所連絡する。
- グアテマラ事務所が講じている安全対策を遵守する。
- 緊急時連絡先（在グアテマラ日本大使館や JICA グアテマラ 事務所緊急電話番号等）を常時携行する。
- グアテマラ市内は指定地区を除き徒歩移動禁止（詳細は業務開始時に共有）。指定地区内の徒歩移動は 7:00~18:00（ただし、歩行者天国は 10:00~14:00）に限る。原則車両移動とし、タクシー又は Uber を利用（乗車場所に注意）。市内バスは利用禁止。ZONA4~ZONA14 間のトランスメトロ（公営 BRT）のみ利用可。

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月版）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 契約期間の分割について

本調査では、契約期間の分割は想定しません（期分け提案が含まれるプロポーザルは無効とし、採点対象にしません）。

(2) 上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるかを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

(例) セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】 83,785,000円（税抜）

なお、下述（4）定額計上分 12,200,000円（税抜）については上記上限額には含んでいません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポ

一ザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内の提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含めます。

また、上記の金額は、下記(3)別見積としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(3) 別見積について (評価対象外)

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(4) 定額計上について

定額計上した各経費について、上述(3)のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする 経費	該当箇所	金額 (税抜き)	金額に含ま れる範囲	費用項目
1	調査補助員	-	1,800,000円	補助員人件 費、出張旅費 (日当・宿泊 費)	一般業務費 (特殊備人費)
2	資料翻訳費	-	500,000円	資料翻訳	一般業務費 (資料等翻訳 費)
3	水理地質調	「第2章 特記	2,500,000円	水理地質調	現地再委託費

	査	仕様書案 第3条 実施方針及び留意事項（13）」		査	
4	水質調査	同上	1,400,000円	水質調査	現地再委託費
5	社会調査	同上	6,000,000円	社会調査	現地再委託費
		計	12,200,000円		

（5）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。（千円未満切捨て不要）

（6）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

（7）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（8）外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

（9）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

以上

別紙3：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(65)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	35	
(2) 作業計画等	30	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(25)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(25)	(10)
ア) 類似業務等の経験	12	5
イ) 業務主任者等としての経験	5	2
ウ) 語学力	5	2
エ) その他学位、資格等	3	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(10)
ア) 類似業務の経験	-	5
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	2
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(5)